

## 有川浩『図書館戦争』の現実性

アクチユアリティイ  
(メディアワークス 二〇〇六)

五島 慶一

編輯委員会から当初依頼されたのは書評——主に未読者を対象とする書物の紹介を基本とし、更に書の扱う内容についての自身の見解なども加えたもの——であり、筆者も当初そのつもりで準備を進めてきた。しかし書き進めるにつれて、書の内容紹介以上にならぬ触発されて自身が思ったところに対する叙述が多くなり、かつそこに専らの力点を置きたい気持ちが大変強くなってきたため、急遽「感想文」として寄稿することとする。

とは言え、当該書自体は決して難解なものではない。セリフを主体とするテンポよく読める文章、登場人物の設定・性格がかなり明確・類型化可能な形で造形されていて作中〈世界〉への没入が読書の早い段階で可能であるところ——そのあたりは大変マニアックであり、実際、本作は刊行翌年にコミック化されてもいる——など、所謂ライトノベル的な特色

を多分に備えている。念のために言っておくと、筆者はライトノベル全般を必ずしも軽視しているわけではない。作品的価値は形態やジャンルによらず個々の作品の出来栄えによつて判断すべきとの立場である。尤も、その〈器〉自体に佳作が出難い領域というものはあるかもしれないが……

とにかく本書は一読に値する。ぜひそれ自体を読んだ上で、よければ以下の私の「感想」も読んで貰えれば幸いである。

### 「真理がわれらを自由にする」

国立国会図書館東京本館のホールに刻まれている言葉である。この文自体の、そしてそれが国立国会図書館法前文に掲げられていることの意義がこの国において今ほど問われている局面というのは、同法制定の一九四八年以来なかつたのではないかと思われる。

〈真理〉は「情報」と違って、例えばインターネットで検索すれば直ちに見つかるといふ類のものではない。先人や同時代人の様々な経験や思索の結果・意見を踏まえた上で、更に各々が批判精神を持つて徹底的に考え抜いた末にようやく見出されるべき性質のものである。そこに近づくための不可欠の道具の一つとして本(書

籍)はある。今後電子化の更なる進展により、あるいは書物の形態が変わることはあるかもしれないが、しかし〈本〉という物自体がなくなることはないであろう。知識とは単なる単発的な情報の集積を指すのではない。それらを統合した上で自身の頭で判断できる能力がそこには含まれるのであり、そのためには様々な知見を広く知ることが必要で、その有効な手段として書物に広く・自由にアクセスできることは実に大切なことである。

図書館の重要性・使命も正にその点に存していると言ってよいだろう。通例個人では収集不可能な量の本(書籍)を備え、利用者がそれらの謂わば「知の集積」に自由にアクセスできる環境を整備し続けること(加えて、そこには司書と呼ばれる、書への案内人も存在している)。そのような図書館が十全に機能することによって、われら人類は真理へと接近し、本当の意味で自由になることができる。

そしてそのためにも図書館自体が「自由」な位置になければならないということも、ここまで読んでくれたあなたなら理解できよう。もし図書館が収集あるいは提供する書籍Ⅱ〈知〉に対して、例えば国家権力その他の政治勢力によって制限や誘導が行われるとしたら……具体的に、「この書は有害だから読んで(読

ませては)いけない。従って、持っていてはいけない」とか、逆に特定団体の意嚮によって「これが良いものだから、読ませなければならぬ」という指示が出され、かつそうした制限や強制が行われることになったら……まさにそのとき、利用者Ⅱ広く一般の市民にとつての真理への接近Ⅱ自由は大幅に損なわれることになる。この国では、二十世紀の前半、いわゆる戦争の時代の中で、そうしたことが公然と行われてきた。そのような歴史的過去への全面的な反省から、所謂戦後に日本国憲法が制定され、国民Ⅱ市民の知る権利を保障してきた。図書館との関聯でいえば、日本図書館協会という団体が一九五四年に「図書館の自由に関する宣言」というものを採択、その冒頭には「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを最も重要な任務とする。」という理念が掲げられている。それに続く解説的前文の後で(同協会ホームページで直ぐに確認できるので、ぜひ参照されたい)「この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。」として以下の四箇条が掲げられている。

### 第1 図書館は資料収集の自由を有する

### 第2 図書館は資料提供の自由を有する

### 第3 図書館は利用者の秘密を守る

#### 第4 図書館はすべての検閲に反対する

以上四箇条と、それらを総括する「図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。」という宣言文の計五つが、『図書館戦争』ではそのまま章の題として用いられている。そう、この小説ではそうした自由が——しかも合法的に、侵される状況となった、「昭和」に続く架空の時代「正化三十一年」の日本が舞台となっている。

近年、この国では（近隣の大国などと同様に）為政者即ち政府や政権与党らが、自身の方針・施策に反する、もしくは自分らにとつて都合あるいは認めたくない事例を国民の眼から遮蔽しようとする動きが目立つ。加えて、あるいは一見そこからの直接的な圧力がなさそうな場合にも（もし圧力があるなら、民主政治にとつてそれ自体が論外である）、省庁や自治体、公的組織が政権の思惑を忖度してそれに対して都合であり、そうでない事例を率先して排除するという事例も相次いでいる。

例えば、二〇一九年九月、文化庁は審査を経て既に採択していた「あいちトリエンナーレ2019」に対する補助金不交付を事後的に決定した。同芸術祭を巡っては、その一部を構成する企画展「表現の不自由展・そ

の後」が開催されるや否や抗議の電話などが殺到、更にテロを予告する脅迫までもが相次ぎ開催僅か三日で中止された（因みにその後、会期末近くになって再開されたが）ことで大きな話題となった。それに対し、文化庁が発表した「理由」（同庁ホームページで閲覧可能）では、その名は出さず、ただ一連の騒動に対する芸術祭主催者である愛知県の対応不備のみを言い立てているが、その実、同庁が「表現の不自由展・その後」の内容を問題視したことは誰の眼にも明らかである。あるいはこれに比べると世に知られておらず、それ故批判の声も大きくは挙がっていないようだが、オーストリア・ウィーンで開催の展覧会「ジャパン・アンリミテッド」に対して、やはり一度は行った、日・オーストリア国交樹立百五十年の友好記念事業としての認定（補助金はないものの、日本政府の支援を得ていることを意味する）を、在オーストリア日本大使館（すなわち外務省）が十月に改めて取り下げることが行われている。同様の「圧力」を示す事例として、同年七月の参院選挙時に北海道・札幌で、安倍晋三首相の街頭演説中にやじを飛ばした市民が警察官に強制排除された事件も記憶されねばならない。排除された男性はその前に首相やその政策を批判するプラカードを掲げただけで既に警察に囲まれてマークされていたというから、やじ

という行為以上に、政権批判というその内容が問題にされたことは明らかである。

更に最も大きな問題だと思ふのは、前記のような事態に対して、それを当然だと受け止める街の声・ネットの中の声が少なからずあり、しかもそれが事件への批判の声をかき消すほどに大きくなっていることである。否、あるいはそうした声自体が大きくなっているというよりも、そうした反応の在り方、すなわち行為としては所謂「既読スルー」的に何もしない——ただそうした事態を当然と受け止め、寧ろ反対の声を挙げる者たちを奇異なものとして冷ややかに眺める、あるいは揶揄するような態度が世間・社会一般に拡がっている、といった方がより実態に近いかもしれない。

要は、為政者の意を汲んでそこに与しようとする動きが役人や一般の者たちの間にも蔓延しており、併せて、先述の「表現の不自由展・その後」に対する反応からも端的に窺われる通り、自分らが見たくない・聞きたくない事柄は誰に対しても見せたくない・聞かせたくない、それゆえそれが権力や暴力によって排除する／されることをも辞さない・構わない、乃至そうしたことが公然と行われてもそのことが問題だと感じない鈍感さを、多くの人々が身に着けつつあるということ、そんな社会の到来に対する危機感を今ほど痛切に感じ

ることはない。

一言で言えば「検閲」の問題である。それが本当に恐ろしいのは、政府や国家といった「上から」の明示的な支配力のみならず、そうした権力による制限が常態化したとき、それに続く民間の自主規制や「空気を讀んだ」一般市民による相互的抑止として「横から」の動きを呼びこみ兼ねない点にある。戦前、「隣組」などによる住民相互監視・通報社会の在り方を想起すれば、このことはすぐに理解されよう。

繰り返すが、この小説内で描かれているのは、そんな検閲の実施が、「メディア良化法」なる法律を根拠に、合法的に行われるようになったこの国の可能性としての、近未来の世界である。「公序良俗を乱し、人権を侵害する表現を取り締まる」という大義名分の下で、実際には機械的な言葉狩りから、更には一時感情的な恣意によって「望ましくない」とされた出版物の流通阻害までもが「メディア良化委員会」なる国家権力側の組織によって「粛々と」（作中でその表現は使われてはいないが、これは強権政府などが強引に物事を推し進める際によく使われる言葉である）日常的に行われる状況が描かれている。更に、恐らく裏で支援を行う良化委員会の意を受けて——もしくはそれと結果的に協働する形で、他の政治結社などが「有害」図書が強奪のた

めに図書館を襲撃したりすることもある。特に後者は明らかに違法なテロ行為であるにも関わらず、警察による取り締まり・捜査が場合によっては充分に行われないのは、明確な証拠はあげられないものの国家機関である良化委員会によって警察上層部が押さえられている可能性があるためという。そのような状況の中で、それに対抗できる唯一の社会的組織が公立図書館となり、彼らが「団結して」前述した図書館の自由を守るべく防衛隊を編成、良化委員会を初めとする敵対勢力との間で武力闘争が行なわれる様が本作では描かれている。

実は、この作品が最初に世に出た二〇〇六年にも私はそれを一度読んでいた。その時には、自由を守るための闘いが組織化された軍隊によって担われることに強い違和感をもった（そうした問題は、この作品の中にも記されている）のだが、それから十三年、例えば現在の香港の様子など見ていると——即ち民主的で自由な政治を求める、主に若者に対して強権的な政府とその実行部隊が暴力的な手段を容赦なく揮って弾圧を行っている、しかもこれまで歴史・国際的な通念として、人類の真理を追究するという目的のために最大限の自治を社会が認めてきた大学という聖域の構内へと警察（あるいは軍が）容赦なく突入するような状況下におい

ては、対抗のための武装自衛という手段も過渡的なあり方としてはやむを得ないのではないかとすら思わざるを得ない。他方、当時から感じつつ、今回の再読でより思いを強くしたのは、ここで描かれている作中世界設定のアクチュアリティである。ここで言うアクチュアリティとは、現実衝迫性あるいは蓋然性とも言い換えられようか。リアリティではない。一般読者はしばしば架空作品に対してリアリティの有無を問題とするが、彼らの言うリアリティ、即ち演出としての作中世界と現実との距離感＝現実らしさの観点から言えば、この作品は余りリアルではない。先述の通り、この小説の表現はややマンガらしい誇張が目につき、實在の人間よりも所謂キャラが立ち過ぎていたり（私はそうしたものとして読んでいたので、それが作品自体の価値を下げているとは思わないが）、特に最終章などは闘争そのものやその経緯の叙述、換言すれば物語進行に重点が移っており、しかもそれがやや安易な結末に進んでいくなど、それまでの設定における社会への問題提起的なあり方が後退している観は否定できないが、私がかここで強調したいのは、そこに至るまでの諸諸の事柄——端的に言って武装図書館防衛隊の設立が、この現実社会において実際に起こりかねない、そこまで図書館の自由を巡る状況が危機に追い込まれるという、そ

の可能性についてである。嘗ては荒唐無稽、流石にそんなことは現実にはあり得ないだろうと思われた事柄が、今では一転、下手をすれば起こりそうな状況にこの社会がなつてきている——それは現実の劣化が物語レヴェルにまで進んできたと言つてもよい。例えば作中で、国民の政治的無関心やマスコミの権力に対する附和雷同的な態度を背景に、その内実が国民にはつきりつつかめないうちに政治的駆け引きの中でメディア良化法が成立していたところや、凶悪犯罪に対する憎悪という世間一時の感情的な反応が図書館利用者の保護という原則論を押し流そうとするところ、あるいは政治に対する役人側の忖度など、いずれもそのトピックだけで言えば小説ではなく新聞を読んでいるのではないかと思われるほどである。

物語は最終的には組織の結末と個人の成長を語つて終わる。所謂ハッピーエンドである。他方、我々が生きる現実の時間は続く。私はこの小説に描かれた〈世界〉の設定が、この社会現実のものとならないことをただ願っている。真理に近づく——本当の意味で自由になるために私が毎日読む、あるいは読もうとする書物が良化委員会によつて「狩られ」たり、ほぼ毎日利用している図書館で銃撃戦が行なわれたりする日が現実に来ないように……

最後に付言すると、この物語には続編が出て最終的には全四巻・別冊二巻のシリーズものとなり、更にマンガ・アニメ・実写映画化もされるなど、相当な人気を博しただけでなく展開しているらしい。ここでは続編や別媒体で展開された作品〈世界〉については言及の対象としなかったが、もちろん、あなたにはそれらをも手に（目に）する〈自由〉がある。今のところは。

（ごとう けいいち／文学部日本語日本文学科）